

**市有地等活用検証業務委託
公募型プロポーザル募集要項**

平成 30 年6月

浦安市総務部総務課

1 趣旨

この要項は、市有地等活用検証業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定する手順及び方法について、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 件名

市有地等活用検証業務委託

(2) 業務内容

別紙「市有地等活用検証業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(4) 経費上限額

2,397,600 円(消費税を含む)

3 担当課

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市総務部総務課

電話番号 047-712-6121

F A X 047-353-4075

電子メール soumu@city.urayasu.lg.jp

4 参加資格要件

応募しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならないものとする。

なお、プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 選定された場合には、浦安市一般競争入札参加資格適格者名簿に登録すること。
- ③ 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- ⑤ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。

5 募集及び選定スケジュール

① 公募開始	6月1日(金)
② 質問事項の受付期間	6月1日(金)から8日(金)
③ 質問事項の回答	6月14日(木)
④ 応募締切(応募書類、提案書の提出期限)	6月21日(木) 午後5時
⑤ 第1次審査(必要に応じて)	6月22日(金)から26日(火)
⑥ 第1次審査結果の通知	6月27日(水)
⑦ 第2次審査(ヒアリング)の実施	7月6日(金)
⑧ 選定結果の公表	7月中旬 ※
⑨ 契約協議・契約締結	7月下旬 ※

※ 第2次審査実施日以降のスケジュールの詳細は、第1次審査の合格者に別途通知する。

6 応募手続

(1) 募集の実施

- ・ 浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行うものとする。
- ・ 募集期間は平成30年6月1日(金)午前9時から6月21日(木)午後5時までとする。

(2) 質問の受付と回答

- ・ 質問書(様式1)に必要事項を記入し、1ページの担当課で示したメールアドレスにEメールで提出する。
- ・ 質問に対する回答は、6月14日(木)に浦安市ホームページで公表する。

(3) 応募書類及び提案書の受付

応募者は、次の通り応募書類及び提案書を提出するものとする。

- ① 受付期間 平成30年6月1日(金)午前9時から6月21日(木)午後5時まで
- ② 提出先 浦安市総務部総務課(庁舎5階)
- ③ 提出方法 浦安市ホームページからのダウンロード若しくは総務課窓口で提出書類を入手し、必要書類を上記提出先に直接持参するものとする。
- ④ 提出書類 別表1「応募書類」、別表2「提案書」
- ⑤ 提出部数 10部(原本1部、写し9部)

7 提案の審査及び選定

(1) 審査体制

委託業者の選定は、以下の5名で構成される選定委員会において実施する。

- 委員長 総務部長
- 委員 財務部参事
- 委員 総務部次長
- 委員 総務部総務課長
- 委員 総務部総務課長補佐

(2) 第1次審査(書類審査)

- ・ 選定委員会において、別表3「第1次審査の評価基準」に基づき、提出された応募書類及び提案書を審査し、第2次審査に進む応募者(5社程度)を選定する。
- ・ 参加資格要件を満たす応募者が5社程度である場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。
- ・ 参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

(3) 第2次審査(ヒアリング)

①実施日時

平成 30 年7月6日(金)予定。正式な日時及び場所等については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

②出席者

責任者及び主担当者(業務の中心的な役割を担う担当者)を含めて、4名以内とする。

③ヒアリングの内容

1社あたり、30分以内で説明及び市からの質疑に対する応答をする。(説明15分以内、質疑応答10分程度)

説明は、先に提出した提案書の内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

④評価

提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表4「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点(評価合計点の70%以上のものに限る)を獲得した応募者を業務の委託予定者として選定する。

最高点を獲得した応募者が複数ある場合は、選定委員会で協議を行い委託予定者を選定する。

(4)選定結果の通知及び公表

- ・ 第1次審査の結果は、応募者にEメールで通知する。
- ・ 第2次審査の結果は、第2次審査対象者にEメールで通知するとともに、業務の委託予定者を浦安市ホームページで公表する。
- ・ 選定及び審査結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ・ 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることができないものとする。

(5)契約協議・契約手続

- ・ 市は、第2次審査の結果を踏まえ、委託予定者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整い次第、速やかに契約を行うものとする。
- ・ 前項における協議が整わない場合、市は第2次審査の評価で上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

8 その他

- ・ 本件プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- ・ 提出書類一式は結果に関わらず返却しないものとする。
- ・ 提出書類の提出後の修正又は変更は認めないものとする。
- ・ 本件プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、浦安市情報公開条例(平成 13 年条例第3号)に基づき提出書類の公開について判断するものとする。
- ・ 本件プロポーザル又は本件業務にあたり、浦安市が提供、貸与等する資料に記載された個人情報又は業務に関し知り得た個人情報については、他への漏えいや多業務への活用を行うなど取り扱いの適性を欠く行為を行ってはならない。本件業務が完了し、及び本件業務の受託を解除された場合も同様とする。
- ・ 以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。
 - ア 参加申込書を複数提案した場合
 - イ 虚偽の記載をした場合
 - ウ 審査の公平性を害する行為があった場合
 - エ その他、本募集要項に違反した場合
- ・ 本件業務の遂行にあたっては、時期に応じて手法や内容を市と十分協議するものとする。

【別表1】

応募書類の内容

番号	項目	内容説明	様式等
1	質問書	質問がある場合のみ、様式に従って記載すること。	様式1
2	参加申込書	様式に従って記載すること。	様式2
3	応募書類表紙	様式に従って記載すること。	様式3
4	基本姿勢書	本件業務の実施に際して、基本的な取り組み姿勢及び方針などについて記載すること。	自由 A4:1枚
5	応募者(会社)の概要	貴社の会社概要。	自由 A4:2枚以内
6	応募者(会社)の業務実績	貴社の当該業務に類似した業務実績がある場合、様式に従い記載すること。	様式4
7	業務体制	本業務を受託した場合の業務体制(執行支援体制、主担当者の氏名、業務内容等)を様式に従い記載すること。	様式5-1
8	主担当者の業務実績	様式に従って記載すること。	様式5-2

【別表2】

提案書の内容

大項目	項目	内容説明	様式等
策定準備	作業工程	・市有地等活用検証業務の全体スケジュールを提示すること。	自由 A4 1枚
検証業務	検証方法	・検証の具体的な方法、報告書及び指針の内容構成について提案すること。 また、「市有地等活用検証業務委託仕様書」5-2(2)②検証項目のイからオの項目以外で有効と思われる検証方法等があれば提案すること。	自由 A4 3枚以内
	業務費調書	見積書を提出すること。	自由

【別表3】

第1次審査の評価基準

評価項目	判断基準	配点
応募者(会社)の実績	応募者の自治体における業務実績を評価する。 特に、本件業務の類似実績を評価する。	5
業務体制	委託した場合の業務体制を評価する。 特に、実施体制、責任者、主担当者、補助スタッフ等の人数、 役割分担等の具体的内容を中心に評価する。	5
主担当者の実績等	主担当者の自治体における業務実績を中心に評価する。 特に、本件業務の類似実績を評価する。	5
取り組み姿勢	応募者の取り組みに関する姿勢、方針、熱意等を評価する。	5
合 計		20

【別表4】

第2次審査の評価基準

評価項目		判断基準	配点	
技術力と実施体制	業務の中心的役割を担う担当者	専門技術力の確認	実績として挙げた業務に、中心的・主体的に参画したかどうかについて、評価する。	10
		取り組み意欲	提案に関する補足説明が明確であり、業務に対する取り組み意欲が強く感じられるかどうかについて、評価する。	10
		コミュニケーション能力	質問に対する応答が明快でかつ迅速であるかについて、評価する。	10
		実施体制	本業務受託後の実施体制や作業スケジュールについて、評価する。	10
技術提案	検証及び策定業務	策定準備	本業務の目的を十分理解しているか。提示された作業工程等が合理的で効率的なものであるか、評価する。	20
		検証業務	公有財産に関する国の方針や他の地方公共団体の事例を踏まえ、検証業務の実施方法や取り組み方針の構成案について、評価する。	20
合 計			80	